

ADRの申立てを考えている自治体の皆様へ

(定型書式の利用のお願い)

原子力損害賠償紛争解決センター

1. はじめに

このホームページに掲載している自治体用申立書式は、審理の促進のために、自治体からの請求が多い損害について取り上げて、申立書の作成に際して記入していただきたい内容と提出していただきたい資料を具体的に記載したものです。自治体用申立書式に記入していただいたものは申立書としても利用することができます。

当センターにおける手続では、申立人の主張・証拠提出とそれに対する被申立人（東京電力）の意見を踏まえ、和解案を提示できるかどうか、提示できる場合の和解案の内容を判断していきます。その過程において、申立人には追加の説明や資料の提出を、被申立人には適時に意見の提出をそれぞれお願いすることになります。そのため、請求をされる損害を自治体用申立書式のシートごとの分類（損害項目）に沿ってまとめていただくことにより、三者（申立人・被申立人・当センター）ともに内容が分かりやすく、三者の間でのやり取りが円滑に進みます。申立書の作成に際して、自治体用申立書式のシートごとの分類（損害項目）に沿って記載していただき、この分類にあてはまらない場合は似たような損害をひとまとまりにして別途シートを作り、整理してください。

2. 申立書式の3シート目から9シート目について

以下の点に留意して、新たな行を追加しながら利用してください。

・「No.」について

申立て後、当センターから各損害について追加の説明や資料の提出をお願いすることも多くあります。その際、どの損害を指しているのかが分かるよう、それぞれの損害に通し番号を記入してください。

・「費目」について

損害の分類ごとに、請求いただく損害の内容を記入してください。「記入方法」や「具体例」を参考に損害の内容が分かるように記入してください。

・「日付」について

支出日を記入してください。支出日でない日付を記載する場合は、何の日付なのか、また

その日付とした理由の説明を記入してください。

・「**直接請求**」について

申立ての時点において東京電力との交渉が続いている損害についても申立てすることができます。その場合、交渉していることが分かるよう、「直接請求」欄に○印を記入してください。

・「**事故との関連性**」について

請求いただく損害について、東京電力が賠償すべきか否かを判断するためには、原発事故との関連性を検討する必要があります。そのため、それぞれの損害について、「記入方法」や「具体例」を参考に、原発事故との関連性について具体的な説明を記入してください。

・「**証拠資料**」について

請求された損害の「支出」と「事故との関連性」について、それぞれ証拠資料の有無やその内容に基づいて判断をします。そのため、それぞれの損害について、「記入方法」や「具体例」を参考に、できる限り証拠資料を提出してください。

また、申立ての後に三者（申立人・被申立人・当センター）でやり取りする際、どの証拠資料のことを指しているのか分かりやすくするため、提出する証拠資料には通しのページ番号を付け、「証拠資料」欄に証拠資料の名称とページ番号を記入してください。

・「**関連請求**」について

関連する損害（例えば、ある施設の空間放射線量を測定するために支出した「測定経費」とその施設までの往復に支出した「交通費」など）が自治体用申立書式で別々の分類に整理されてしまう場合には、判断の参考にするため「関連請求」欄に具体例を参考に「損害項目」と「No.」を記入してください。

3. ご提出に際して

申立てにあたっては、自治体用申立書式を用いて申立書を作成し、印刷した申立書（3部）、証拠資料一式（3部）及び申立書のデータを格納した CD-R 等（2部）を一緒に提出してください。

申立て前の相談を希望される際は、代表電話（03-4334-6130）へご連絡ください。

以上